

誓 約 書

私は、安中市が実施する令和8年度市有地売払い一般競争入札の申込にあたって、次の事項を誓約します。

1. 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しません。
2. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年12月7日法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員に該当しません。
3. 入札に際しては、令和8年度市有地売払いの案内書に記載された入札手順、土地売買契約書、物件概要等の内容を承知した上で参加しますので、後日、これらの事柄について、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

令和 年 月 日

氏名又は名称

及び代表者名

印

注1 実印を押してください。

注2 共有名義の場合は、全員が記名押印してください。

注3 地方自治法施行令第167条の4の内容は裏面をご覧ください。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。